○関東地方整備局告示第二百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月七日　関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、平成二十三年六月七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間三丁目三番一から同市鶴間一丁目一八番一〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月七日

○中部地方整備局告示第百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月七日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	門奈　廣人
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十三年四月七日

○中部地方整備局告示第百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月七日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	松井　理
変更後	荒木　歩、伊藤　健一

(2)　変更年月日　平成二十三年四月二十六日

○中部地方整備局告示第百二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から事務所の所在地の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月七日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	静岡県藤枝市田沼三丁目十一番二十一号

(2)　変更年月日　平成二十三年五月十六日

○中部地方整備局告示第百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年六月七日　中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号　中部地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ぎふ建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	堀江　明、岡田　隆、佐野　嘉信
変更後	川島幸美津、林　真司、森田　裕三、栗田　勝広、平岡　博之

(2)　変更年月日　平成二十三年五月二十四日

○四国地方整備局告示第五十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、告示する。

平成二十三年六月七日　四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号　四国地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社　香川県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	六車　和貴

(2)　変更年月日　平成二十三年六月一日